

沼津市農地台帳の閲覧等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第52条の3及び同法施行規則第104条に規定する農地台帳の公表のうち、農地台帳の閲覧等に関する事務の取扱いについて、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧に供する書類及び管理)

第2条 閲覧に供する書類は、農地台帳に記録されている農地の所在、地番、地目、面積、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）の区分、都市計画法の区域区分等、所有者の氏名・名称、貸付けに関する所有者の意向、耕作者（賃借者）の氏名・名称、耕作者ごとの整理番号、貸借権等がある場合はその種類、存続期間、農地中間管理機構による農地中間管理権の設定状況、遊休農地の措置の実施状況等を、様式第1号の形式に編集して記載したもの（以下「閲覧用農地台帳」という。）とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第3条 閲覧を実施する日及び時間は、次のとおりとする。ただし、必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 閲覧日は、次に掲げる日以外の日とし、農業委員会事務局の業務に支障のない範囲内において、指示するものとする。

ア 沼津市の休日をも定める条例（平成2年4月26日条例第8号）第1条第1項に規定する市の休日

イ 閲覧用農地台帳の内容の更新に係る差換作業を行う日

(2) 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧の請求に係る様式)

第4条 閲覧用農地台帳の閲覧の請求は、次のとおりとする。

(1) 閲覧の請求に係る様式は、様式第2号とする。

(2) 閲覧の請求は、1回の請求につき5筆を上限とする。

(疑義の解明)

第5条 第4条に規定する閲覧の請求の内容に疑義があるときは、当該請求者に対し、必要な事項について質問し、又は資料の提出を求めるものとする。

(閲覧場所)

第6条 閲覧の場所は、農業委員会事務局の所定の場所とする。

(閲覧用農地台帳の記載事項の転記)

第7条 閲覧者が閲覧用農地台帳の記載事項を転記しようとするときは、当該閲覧の使用目的の達成に必要な限度において転記させるものとする。

(閲覧に当たり遵守させる事項)

第8条 閲覧を行う者には、次の事項を遵守させるものとする。

(1) 指定された場所以外に閲覧用農地台帳を持ち出さないこと。

(2) 閲覧用農地台帳を丁重に取り扱うとともに、汚損し、若しくは破損し、又は加筆等しないこと。

- (3) 写真撮影等をしないこと。
- (4) 職員の事務執行の妨げとなる行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(閲覧の中止)

第9条 閲覧者が前項の規定に違反したときは、直ちに閲覧を中止させることができる。この場合において、閲覧用農地台帳から転記した事項があるときは、当該転記した事項が記載された書面を回収するものとする。

(農地台帳記録事項要約書の交付)

第10条 様式第2号の申請に基づき農地台帳記録事項要約書（以下「要約書」という。）を交付できるものとする。

(1) 要約書に記載する項目は、農地台帳に記録されている農地の所在、地番、地目及び面積、農振法の区分、都市計画法の区域区分等、貸付けに関する所有者の意向、耕作者ごとの整理番号、貸借権等がある場合はその種類、存続期間、農地中間管理機構による農地中間管理権の設定状況、遊休農地の措置の実施状況等を、様式第3号に定める形式に編集して記載したものとする。

(2) 要約書の申請及び交付に関する事務については、第3条から第6条の規定を準用する。

(例外)

第11条 農地中間管理機構への情報提供及び会長が特に必要と認めた者については、この事務取扱要領における規定の一部または全部を適用しないことができる。

附 則

この要領は、令和6年7月12日から施行する。